

## 令和2年第3回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第3回水巻町議会定例会第1回継続会は、令和2年6月8日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	洞ノ上 浩 司	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 令和2年6月 定例会 (第3回)

第1回継続会

## 本会議 会議録

令和2年6月8日

水巻町議会

## 令和2年 第3回水巻町議会定例会第1回継続会 会議録

令和2年6月8日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第3回水巻町議会定例会第1回継続会を開きます。

### 日程第1 諮問第1号 / 日程第2 諮問第2号

議長（白石雄二）

日程第1、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第2、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2案件を一括議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。採決は個別に行います。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、諮問第1号は、適任とすることに決しました。

引き続き採決を行います。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、諮問第2号は、適任とすることに決しました。

### **日程第3 同意第2号**

議長（白石雄二）

日程第3、同意第2号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。同意第2号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第2号は、同意することに決しました。

### **日程第4 同意第3号 / 日程第5 同意第4号 / 日程第6 同意第5号 / 日程第7 同意第6号 / 日程第8 同意第7号 / 日程第9 同意第8号 / 日程第10 同意第9号 / 日程第11 同意第10号 / 日程第12 同意第11号 / 日程第13 同意第12号 / 日程第14 同意第13号**

議長（白石雄二）

日程第4、同意第3号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第5、同意第4号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第6、同意第5号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第7、同意第6号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第8、同意第7号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第9、同意第8号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第10、同意第9号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第11、同意第10号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第12、同意第11号 水巻町農業委員会委員の任命について、日程第13、同意第12号 水巻町農業委員会委員の任命について、及び日程第14、同意第13号 水巻町農業委員会委員の任命についての11案件を一括議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行います。採決は個別に行います。同意第3号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第3号は、同意することに決しました。引き続き採決を行います。同意第4号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第4号は、同意することに決しました。同意第5号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第5号は、同意することに決しました。同意第6号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第6号は、同意することに決しました。同意第7号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第7号は、同意することに決しました。同意第8号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第8号は、同意することに決しました。同意第9号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手

をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。同意第9号は、同意することに決しました。

同意第10号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第10号は、同意することに決しました。

同意第11号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第11号は、同意することに決しました。

同意第12号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第12号は、同意することに決しました。

同意第13号 水巻町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、同意第13号は、同意することに決しました。

## **日程第15 報告第4号**

議長(白石雄二)

日程第15、報告第4号 水巻町税条例等の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。はい、岡田議員。

5番(岡田選子)

5番、岡田選子です。

町税条例の改正の固定資産税について伺います。

今回、固定資産税の不明者土地に係る固定資産税の課題への対応ということで、調査を尽くしても、固定資産税について固定資産の所有者が1人も明らかとならなかった場合に、事前の通知を行なった上で、使用者を所有者とみなして台帳に登録をして、固定資産税を課税することなんです。所有者不明の土地とか家屋っていうのが全国的にたくさんなりつつ、増えているんだろうと思いますが、それに対して国が課税の公平性と、また所有者を探すための担当課の事務負担、そういうものを軽減しようということで今回の国の法律改正に伴う条例改正が行われるものと、思って考えておりますが、震災がありました。そのあとですね、震災の理由によって、限られていた、このことが使用者へのみなし課税ということがですね、かけられていたわけですが、今回も所有者が特定できないという場合にだけ限られていると思います。また、所有者がたくさんいるとか、行方不明な場合には、使えないということにもなっております。この水巻町におきましてですね、こういう所有者不明土地の状況、また事務作業、担当課でのですね、対応や現状についての報告を伺いたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

はい、洞ノ上課長。

**税務課長（洞ノ上浩司）**

岡田議員のご質問にお答えいたします。

今現在水巻町で固定資産税を課税されている分で、所有者不明の土地というのはいません。

また、所有者が、課税者が死亡された場合には、窓口等へ手続きを行なっていただくときに相続人代表者届等を出していただいておりますので、今課税されてる中には、所有者が不明というところでは1件もありません。以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

今後ですね、所有者が特定できないと、こういうことも起こりうる可能性があると思うんですね。だからそのときに、もうやっぱりしっかり所有者を探していくということが第一だと思いますので、乱用されないようにということが1番必要なことだと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、課長。

**税務課長（洞ノ上浩司）**

まずは、戸籍とか住民基本台帳に基づいて、現所有者、相続人が誰なのかというところについては、今現在も調査を行なっておりますのでその分については、徹底した調査を行なって、

その公簿上で、調査を行なったけども所有者がわからないと、相続人がいないという場合に限って、今回のこの制度改正に伴う、適用を行なっていきたいというふうに考えております。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から採決を行います。報告第4号 水巻町税条例等の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第4号は、承認することに決しました。

**日程第16 報告第5号**

**議 長（白石雄二）**

日程第16、報告第5号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。はい、岡田議員。

**5番（岡田選子）**

国民健康保険税条例の改正なんですけれども、毎年のように課税限度額が引き上げられつつあります。それで今回も61万円から63万円と2万円引き上げられまして、介護納付金の課税のほうも16万から17万と、1万円多くなっております。その分、高額所得者っていうか所得のある人の負担をちょっと重くして、その分、減免制度の幅を広げようっていうのが、こういう形で毎年行われているわけですけれども、今回ですね、この課税限度額引き上げられて対象者になる方が何名で、そういう方々の年間所得は、所得、収入、わかりやすいほうがいいんですけど、それはどのぐらいなのか。

そして、減免をされる方がね、何世帯増えて、どのくらい減免されるのかということをお尋ねいたします。

**議 長（白石雄二）**

洞ノ上課長。

**税務課長（洞ノ上浩司）**

岡田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の課税限度の見直しによります、医療超過、医療分の超過分になりますけれども

63万円の限度額になった方に関しましては、39世帯あります。前年度と比較すると2世帯増加ということになっております。

介護超過分につきましては、8世帯で、前年に比較して3世帯増加ということで、今回の医療分と介護分の限度額の見直しに伴います、影響額でございますけども、一応90万円増収という形になっております。

また5割軽減と2割軽減の影響部分になりますけども、5割軽減の対象となった世帯につきましては、昨年と比較して13世帯増加しております。

また2割軽減の分につきましては、6世帯増加ということで、これに伴う影響した、税額につきましては約65万円の減収という形になっております。

[ 「答弁。答弁漏れ。」と発言する者あり。 ]

すみません、あと、所得の部分になりますけども、この世帯の構成とかによって変わりますけども、医療分の63万円の限度額になります1人世帯で給与所得で換算させていただきますと、給与収入が981万8千円を超えた場合に限度額となってきます。

**議 長（白石雄二）**

いいですか。はい、岡田議員。

**5番（岡田選子）**

1人世帯で981万なにかが超えると、この最高額になるということになるんですね。

それで、じゃあ、まあ、家族で、国とかが普通基準にする、親と子ども2人とか、そういう、標準世帯ではいくらぐらいになりますか。

**議 長（白石雄二）**

はい、課長。

**税務課長（洞ノ上浩司）**

医療限度額の63万でいきますと、3人世帯でいきますと、給与収入が926万2千500円以上という形になってきます。よろしいでしょうか。

[ 「3名ですか。」と発言する者あり。 ]

3人世帯では、4人世帯では898万4千円という形になります。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。報告第 5 号、水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告につきまして、反対の立場から討論をいたします。

ほぼ、毎年のように課税限度額が引き上げられております。所得の多い世帯の負担を増やして、所得の低い世帯への減免を広げるとい改定となっておりますが、今回、先ほどから議論しておりますように、課税限度額が 61 万円から 63 万円、2 万円引き上がりまして、世帯数としては 39 世帯。2 世帯の方が増額となりました。その総額は 90 万円ということです。介護金も納付金も合わせてですね、90 万円という報告ありました。

逆に、5 割軽減で 5 千円、2 割軽減で 1 万円という控除額を増やして、その減税額は 65 万円ということで、差し引き水巻町では 25 万円の国保増税という結果になります。

当町の国保税は、県への広域化によりまして、平成 30 年度より、平等割を 10 年間引き上げ続けることが決められております。

特に、現コロナ禍において、国が国保税の減免猶予を行うときに、町が値上げをするべきではない、値上げは中止するべきだと、わが党は先の全員協議会でも町長に提案をいたしました。町長は、現在、協議中との答弁だったかと思えます。

所得の多い人の負担を増やし、所得の低い人へ軽減を広げるとする改定は、一瞬よりよい改定のように聞こえますが、基礎課税額が 63 万円の世帯の総収入は、1 人世帯で約 980 万円程度。4 人世帯で 890 万円程度です。決して高額所得者、富裕層とは言えません。

わが党は、誰でも安心してかけられる国保制度とするために、国に 1 兆円の増額を求めています。

よって、今回の水巻町国民健康保険税条例の一部改正については反対をいたします。

## 議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

## 7 番（古賀信行）

私も反対の立場から、意見を述べます。毎年毎年、国保税が、条例改正で上がっていくというですね、そういうことになると思いますけど。10 年間上がるっていうことになっていきますけどですね、やっぱり 1989 年に消費税が導入されたときに、政府は、そういう消費税は、そういう社会福祉に回していくことにして、また令和元年 10 月には消費税が 8% から 10% に上げられてですね、約 7 兆円の税収になってますけど。やっぱりですね、そういう、そしてまた、平成 30 年度から、国民健康保険税が市町村から県単位になったんですけど。そういう中でですね、やっぱり、基本的にはですね、これは社会保障でみるのが本来、本当と思うんですけど、そういう点でですね、私は上げにやあしょうがないという内情もわかるんですけど、そういう点ではですね、国がもうちょっとですね、そういう、都道府県へのですね、助成金を増やして、そういう国民のですね、生活の負担はですね、軽くする必要があるんじゃないかと思って、この条例案には反対といたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。只今から採決を行います。報告第5号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、もう1回、すみません。はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、報告第5号は、承認することに決しました。

## **日程第17 報告第6号**

**議 長（白石雄二）**

日程第17、議案第6号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。岡田議員。

**5番（岡田選子）**

17ページ。予算書の17ページの、土木債。土木債の公営住宅建設事業債8千750万。これが当初予算で上がっておりましたが、これ全額、減額補正をされておりますが、このことについての説明を求めます。

それともう1点だけ、ちょっと一緒にいいでしょうか。

それと同じ土木関係で、もう1点聞きます。20ページ。次のページの土木費の都市計画費の中の公園費。修繕費が1千300万円減額されております。

これをちょっと調べてみますと、当初予算ではですね、前年度より500万円増額したいということで1千800万円当初予算を計上されておりましたが、これで1千300万円減額するんですね、500万円しか使わなかったということになるわけです。500万円も上乗せして当初予算で1千800万円計上した意味はなかったのではないかというふうに考えてしまいましたので、なぜこういう金額が減額になったのかその理由を伺います。

**議 長（白石雄二）**

はい、蔵元課長。

**財政課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。まず1点目の、土木債につきまして、土木債の公営住宅建設事業債につきましては、8千700万円落としておりますが、こちらは公共施設の整備基金等で行なっておりますので起債を極力抑えるという観点で落としております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、北村課長。

## 建設課長（北村賢也）

岡田議員のご質問にお答えいたします。公園費、当初予算1千800万円計上しておりましたけれども、修繕料を1千300万円補正で落としております。

内容としましては、遠賀川緑地内の遊歩道が、緑地内、北から南、あるわけですが、毎年ここを北から順番に舗装の修繕の作業を行なっておりましたけれども、南部に行きましてですね、舗装をする前にちょっと水がたまったりとかいろいろ不具合が多くありましたので、令和元年度はこの修理を取りやめまして、令和2年度に延期するというので、修繕の工事を行なっておりませんので、減額の補正をするものでございます。以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

公営住宅建設事業債についてはこれは借り換えということの説明があったんですよね。議会にもあったかと思えます。ちょっとその確認でした。はい。

それと、1千300万円の修繕費ですけど、やはりですね修繕っていうのは町民に確実にね、やっぱり密接したところのやっぱり修繕費だと思うんですね。

ですから、その水がたまっていたのかもしれないけれども、やはりそれは、町民が毎日連日ですね、あそこは水巻1番の繁華街じゃないかと言われるぐらいラッシュの遊歩道です。人気のあるところですから。今年度にするとかいうことなしにね、やはりしっかり、それはいろんな事情があるのかもしれないけれども、やはり、努力して、実施していただきたかったということは言っておきます。

それとですね、19ページのプレミアム付商品券について伺います。プレミアム付の商品券で、国庫支出金で3千300万減額されています。ほとんどこれ国庫から来た金額だと思うんですが、全額そうですかね。それで、2千300万円しか結果的には使わなかったと、で、3千300万が減額されています。ということはこれを利用された方がですね、4割程度だと。使われた金額がね。4割ぐらいしかないんですね。なぜこんなに売り上げが悪かったのかということの認識を担当課にもお伺いしたいんですけど。

それと、あと3歳未満の子育て世帯と非課税世帯への、これは対象世帯がそうだったと思うんですが、全体で対象世帯は何世帯あって、何世帯が利用したかということをお尋ねします。

## 議 長（白石雄二）

はい、土岐課長。

[ 「あ、3回目かな。」と発言する者あり。 ]

## 地域づくり課長（土岐和弘）

ただいまのご質問にお答えをいたします。なぜ申請が低かったのかということでございますが、この事業につきましては昨年 10%に消費税が引き上げられたことによりまして、非課税世帯と、子育て世帯向けにプレミアム率 25%の商品券が購入できるという事業でございますが、近隣の自治体を見ましても当町と同じような申請率となっております、30%前後の低い数字となっているようでございます。

非課税世帯の方、子育て世帯の方にはですね、2回の勧奨通知を1回目の申請書をお送りした後に、2回目もですね、11月に勧奨通知をお送りするなどしておりますので、制度自体のご認識はいただいたものだと考えております。

また11月の2回目の勧奨通知をお送りした際は、ライフガーデン水巻のオープン後ということでございましたが、残念ながら申請率は伸びませんでした。

最終的なこちらの検証は、国がもう社会全体の経済的な観点からなされるものとは思っておりますが、町内には買い物しやすいスーパーとか飲食店が多いにもかかわらず、申請率が低かった原因は、一部報道で、まあ購入する資金の工面の問題だとかですね、販売期間が短いなど、問題点が取り上げられましたけれども、あわせて子育て世帯の方には、電子決済が普及しているということも、要因の一つになっているのではないかというふうに考えております。

それともう一つ、対象の世帯でございますけれども、こちらちょっと、非課税世帯の人数ということで管理をしております、非課税世帯が6千705名。子育て世帯の子どもの人数が824名というふうな形になっております。非課税世帯の人数でちょっとカウントしておりましたので、世帯数というのは、大体4千500世帯ぐらいになるのではないかというふうに、試算をしております。

いずれにいたしましても、利用率が低かったわけでございますので、国の検証を待って、今後の改善点について町としての検証を行いたいというふうに思っております。

## 議 長（白石雄二）

よございますか。はい、古賀議員。

## 7番（古賀信行）

この報告第6号の令和元年度補正予算（第5号）では、土木補正予算では、土木費が約9千900万減額されているわけです。その中で道路新設改良費ですね。3千500万が減額されてます。

それとまた下の段のですね、改良住宅管理費が、900万が減額されているわけです。

どういうわけですね、減額なったか、教えていただきたいと思えます。

## 議 長（白石雄二）

北村課長。

## 建設課長（北村賢也）

古賀議員のご質問にお答えいたします。道路新設改良費ですけども、この事業は道路を新た

に改良する、交差点等を改良するという工事費で、例えば、小学校の通学路の工事等をこの金額で行なっていますけれども、基本的には国の社会資本整備総合交付金という補助金を活用して事業を行なっております。この減額ですけれども、国のほうに、まず社会資本整備総合交付金の要望をするんですけれども、国からの交付ですね。交付金の交付が、要望額に対して少なかったということで、その補助金に合わせて、事業を行います。交付金が見つからない分、事業をしてしまいますと全て単独費となってしまいますので、そのあたり事業を縮小して行なっております。その関係で、3千500万円の減額というふうになっております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、課長。

**住宅政策課長（古川弘之）**

古賀議員のご質問にお答えいたします。公営住宅費の改良住宅の修繕料ですね、これは900万円減額になっているというふうなご質問でございますが、この改良住宅の修繕料はですね、改良住宅において不具合が発生した場合の修繕料や、新規入居者を募集する際の、空き家の修繕に使う予算となっています。

令和元年度は、平成30年度と比較いたしまして、大規模な不具合事案が発生していなかったこと、または、修繕の件数が少なかったことが主な要因と考えられます。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**7番（古賀信行）**

歳入のところで、交通安全対策特別交付金が、139万5千円減額されているんですけど、これは交通違反が少なかったか何かですか、収入が減ったのは、県からのあれと思うんですけど。

**議 長（白石雄二）**

はい、蔵元課長。

**財政課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。こちらにつきましては、言われるように、その原資となるのが交通違反等々の反則金等が原資になってそれが各市町村に交付されるということなのでその内訳までは分からないので、交付額に基づいた確定額で落としております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。この令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、賛成の立場からは討論いたしますが、先ほど質疑等、議論させていただきました中で、やはり今後ですね、コロナ対策での商品券、プレミアム付商品券の発行を考えておられるようですので、先ほど地域づくり課長、土岐課長が言われましたように、申請率が少なかったという事実をその年代でですね。そういうことも検証し、今回のプレミアム付商品券の発行にも臨んでいただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

それと修繕費を余らせるというのは、もう町民要望からすれば、修繕費とか地元の道路改修費とか、草刈りとか、していただきたいところは、山とあるわけですね。それをいつも、町に行く予算がない予算がないと言って断られるという、そういう声を私たちはもう嫌と言うほどお聞きしています。ですから余らせるようなことのないようにですね、しっかりここはだめならほかに使うとか、もう少し柔軟な対応をしていただきたいと思います。

で、財政課長にもお願いしたいんですけども、本当に公園の修繕費、これは建設課の担当ですけど、生涯学習課の担当になりますが、運動公園ですね、運動公園ももっと子どもたちが集えるものにしてほしいということはもう再三、私どもも要望をしておりますが、なかなか改善されておられませんので、ぜひそちらのほうのね、修繕費にも、財政課長、財政、回していただくように強く要望いたしますして、賛成といたします。

## 議 長（白石雄二）

ほかに。古賀議員。

## 7 番（古賀信行）

まあ、一応賛成いたしますけど。まあ、おかしな点もあるけどですね、それはもうそれとして、1 点だけ申します。いくつかありますけどね。

教育費のですね、図書館歴史資料館の工事請負費がですね、1 千万の減額になってるわけですね。令和元年度は、図書館のエアコンを設置したわけで、途中ですね、当初予算で足りないからということで、機械の搬入ができないからということで増額やったんですね。それで、議会の同意を求めて、もっと増額されたんですね。なんでそういうですね、増額しながらですね、片一方では、最終的にはこういうですね、余るとかですね。非常に、不思議に思っているわけです。そういう点もありますけど、まあ一応減額されてるからね、今回、賛成といたします。以上です。

## 議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行います。報告第 6 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第6号は、承認することに決しました。

## **日程第18 報告第7号**

**議長（白石雄二）**

日程第18、報告第7号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

**5番（岡田選子）**

国保会計はですね、ここ数年療養給付費が余ってきてるんですね。減ってきてます。それで、令和元年度も結果的に5千300万円療養給付費を減らす。減らすことができましたっていうのもおかしいですけど、多分この原因は、コロナによりまして皆さん、うがいや手洗いやね、していただいたおかげで、インフルエンザ等の発症も少なかったのではないかというふうに思っております。その療養給付費が下がりました、それでそのための町からの繰入金も、毎年9千万円は繰り入れるということでありましたのが、今回4千300万円の減額で、4千700万円の繰り入れで済んだと。だから、歳出として1千万円の積立金をしたいというこの補正予算ですが。まず伺いますが、積立金というのは、いくらぐらい積み立てておけば安心だと考えておられるのかということですね。

それと、毎年値上げが先ほどから言うておりますように広域化により、平等割の値上げが決められておりまして、1千万円から1千500万円の毎年の値上げが決められております。そのときにこういう、コロナ禍でもありますし、ぜひですね、こういうゆとりがある年度だけでもですね、特にコロナ禍でもあるということで、国保税の値上げをね、これを値上げをストップさせるために使うということを考えることは、できないのかどうかですね、お伺いいたします。

**議長（白石雄二）**

手嶋課長。

**住民課長（手嶋圭吾）**

ご質問にお答えいたします。まず基金についてでございますが、基金につきましては、従前の基準ではですね、当町の給付費規模では1億2千万前後の基金が必要とされておりまして、今回の余剰金で一部を増額させていただいて、総額約1億円になる予定でございます。

それから国保税の増税ですね、見直しにより、減額等できないかというご質問でございますが、国保税につきましては事業を行う上での主要な財源の一部でございます。給付水準の減少や、特定財源の増加等により、実質黒字が継続するような状態であれば減額に転じる場合は、もちろん、あり得るんですけれども、今回感染症等によりですね、その収束後も、心身の疾患や、受診を控えていた反動による給付費の増額等が予想されます。また、失業により加入者も増加傾向となってくるとも予想されることから、一層の給付水準の上昇が見込まれます。

このような状況の中にあってはですね、税率を下げることにより、国民皆保険の維持が困難な状況を生じさせる懸念もございます。

また、期間を限定した減額であっても、完全な収束後にですね、税のまた再度見直しを行う段階ではかなりの増額を強いる結果となることも十分、考えられることから、特例的な措置であれば、税率のですね、見直しによる減額ではなく、全国的な対策であることから、現在適用しております国の支援による、全額免除を含んだ減免を行うことがこの緊急時の対策としては適切な措置であるというふうに考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

1億1千万円積み立てておれば安心だと、いう中で、今度1千万円を、令和元年度に積み立てて、ほぼ安心の状態に、何が起きて大丈夫だという、ある程度の安心は担保されているわけですね。ですから今年度もですね、前半、コロナの件で、今もですけど、やはり受診抑制が起こっていると思います。それで医療現場の、医療者のほうの従事者っていうか、医療現場でも、財政支援が必要だという議論が国会でも行われてると思うんですけど。そんなにね、先にまだ終わったからといって、ぐっとね、医療費がかさむと。そのことが心配だから、ちょっと取っておかないといけないという課長のお話ですが、やはり今現実にね、町民の皆さんに、これだけお金も余ってて積み立てても貯金もできてる中でね、上げないといけないのかっていう議論が起こるわけですね。やっぱり町民の皆さん、それもコロナ禍でもあり、値下げや猶予をするっていうこと自体、国が自治体に求めているわけですから。その中で、それはしないと、先の心配があるからしないというのはいかがなものかと思いますが、再度お願いします。

**議 長（白石雄二）**

手嶋課長。

**住民課長（手嶋圭吾）**

ご質問にお答えいたします。実際、令和元年度の決算見込みですね、これの収支ではですね、次年度の償還金ですね、これは県からの交付金で、療養給付費を賄っておりますがその償還金が約4千800万円ございます。令和2年度では4千800万円財源を使って、還付をするような形になりますので、それを見ますと令和元年度では約3千万ほどの実質赤字となる状況でございますので、実際にですね、事業費が余ってるっていう段階ではございませんので、実質的な黒字が本当に続くような状況でないと保険税の減額は困難であるというふうに考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

実質赤字って言いますけどこれ国保がですね実質黒字になるということはものすごく国保税の値上げをする以外ないですよ。そういうことを目的にしてはね、町民の皆さんへの負担は上がり続けると。今でさえ10年間上がり続けるわけですから。実質黒字を目指すというのは、国がお金を出さないようにするための自治体への押しつけですから。それをはね返すようにですね、自治体では頑張っていたきたいというふうに考えておりますが、どうですか。

## 議 長（白石雄二）

はい、課長。

## 住民課長（手嶋圭吾）

ご質問にお答えいたします。今回も平成30年度にですね、県のほうで、県単位化という形で県のほうから財政の主體的な立場になってですね、運営を行うと。今現在も厚労省でも保険料の、統一しようと、県下で統一しなさいというような流れで、国保の方針もですね、そういう方向になってきつつあります。

その中で今、当町がですね、税額の水準を下げるということであれば、またその県の方針に沿ってですね、県全体の市町村が動く場合に、かなりの税額の負担をですね、一気に町民、加入者の方に強いるような形になりますので、今減額してですね、今、その状態、単年度では、加入者にとってはいい形になるかもしれませんが、将来的には、かなりの税率の改正をしなきゃいけないという状況が続きますので、今現在のところ、減額を行なっていくという考えてないところでございます。以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

古賀議員。

## 7 番（古賀信行）

これは保険給付費で5千300万ですね。減ったことは非常にうれしいことだと思います。で、都道府県単位になる前が、市町村で、市町村が1単位でしたけど、これ都道府県単位になってですね、これ5千300万という、額は、県から来ていると思うんですけどですね、各県、各こういう額は、まああなたでは分かるかどうか知りませんが、各市町村にですね、そういう県からの、そういうあなたのところがいくら使いましたっていう報告が上がってますか上がっていませんか。分からなかったら分からなかったでいいです。

## 議 長（白石雄二）

手嶋課長。

**住民課長（手嶋圭吾）**

市町村ごとの分を各市町村に教えてるかどうかということですか。

[ 「はい。」と発言する者あり。 ]

その結果については、今のところ報告等はありません。まだ今現在ですね。

[ 「はい。」と発言する者あり。 ]

以上です。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告につきまして、賛成はいたしますが、要望を述べさせていただきます。

先ほどから議論させていただきましたように、やはり、積立金も今後ですね、また、令和2年度の決算を見ていただきまして、また積み立てができるような、療養給付費も減ってですね、余剰が出ているならば、ぜひそれは値下げのほうに回していただきたいということを強く思っております。

そして先ほど手嶋課長が述べられましたように、県単位化によって、一斉一律の保険税にするということも、言われておりますけれども、そうであるならばですね、全国知事会が要望しておりますように、やはり国保事業にしっかり1兆円という、金額をしっかりとぎ込んでいただくと。そういうことしかもう解決の方法はないわけですね。それ以外は全て住民負担、町民負担になってまいりますので、しっかり、町長にも、国への財政支出をですね、求めていただくことをお願いいたしまして、賛成といたします。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員。

**7 番（古賀信行）**

私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

保険給付費が5千300万下がったことは非常にうれしいと思います。

これはですね、町の健康課をはじめ、町民の一人一人がですね、やっぱり健康づくりに努力された結果と思うんです。その結果ですね、町からの繰出金が4千300万使わなくなったわけです。これは非常にうれしいことです。

国保が都道府県単位になってから私ははっきりした調査してませんが、都道府県単位にな

る前ですね、やっぱり1人当たりの医療費がですね、相当違ったんです。1人当たりの医療費が、20万から30万、高いところは30何万つけてあったんです。そんなに違うんです。

特に後期高齢者なんか、最大で、福岡県と和歌山県は1人当たり年間で医療費が37万違って  
いるわけです。やっぱりそういう点で、町民一人一人が自ら健康づくりとですね、また、行政  
がそういうお年寄りの健康づくりにですね、非常にそういう居場所づくりとか、仕事を与える  
とかですね、いろんな面で努力する必要があると思います。

まあ、今回はこういういい結果が出てから賛成といたします。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。報告第7号 令和元年度水巻町国民健康保  
険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙  
手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第7号は、承認することに決しました。

#### **日程第19 報告第8号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第19、報告第8号 令和元年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につい  
てを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。岡田議員。

#### 5番（岡田選子）

繰越計算書、75ページの9款消防費1項消防費ですね。

地域防災計画改定業務ということで、528万円が全額繰り越しされているんですけども、こ  
れからね、梅雨の時期に入りますし、これはどこを改定して、どう臨むかっていうところの基  
本の計画でありますので、遅れることはあまりよしとはしないんですが、この経過について伺  
います。

#### 議 長（白石雄二）

課長。

#### 総務課長（大黒秀一）

ただいまのご質問にお答えいたします。これはもともと、平成31年度、令和元年度の事業と  
して契約を事業者と交わしておったわけなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大  
によりまして、請負業者の勤務体制が整わなかったということが大きな原因でございます。そ  
れによりまして社員の方が、会社に出てこられないという事情が発生いたしましたので、やむ  
を得ず、変更の契約をさせていただきまして、当初の変更期間であります本年の3月31日、こ

れを7月31日に延ばしておるところでございます。

計画書の中身につきましては、データで送ってもらえるところは、随時送ってもらうようにしてありますし、それをもとに、新型コロナウイルスに関します、今後、避難所の対応とかが求められてくると思います。それにつきましてはの運営方針、水巻町独自ですね、今、作成をして、ほぼでき上がっている状態であります。

今後、今から雨期に入りますので、万全を期して臨みたいというふうに考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員。

**7 番（古賀信行）**

10款2項の釜ヶ谷急傾斜地斜面等実施設計委託料1千万円ですね。これ私何回も現地を見に行って、写真も撮ってきてますが、それいくつかの工法があると思うんですね。それで町としては、金網を張るか、斜面に穴開けて杭を打ち込んで、それをまたほかのプレートで固定するかいくつか方法があると思うんです。町が計画するにはそういういくつか検討されたと思うんですけど、どういう案で設計を委託されてますか。

**議 長（白石雄二）**

はい、佐藤課長。

**学校教育課長（佐藤 治）**

ご質問にお答えします。こちらは頃末小学校東側斜面の防災工事のための実施設計でございますけれども、現在、事業者で、工法の検討を行なっておるところでございます。

今、調査している段階では、こちらの期間で、落石を防止するための予防ネット、大きな岩が上部に浮いているところがございますので、そちらに岩を固定する防護ネットを設置し、その部分からの落石を予防いたしまして、それから小さな岩が落下したときに、防御する落石防護柵というのを下段に設置するように、今考えているところでございますけれども、こちらにつきましては土砂災害特別警戒区域ということになっておりまして、県の砂防課と協議が必要になっております。

今現在、コロナの状況もありまして、その辺の事務が長引いておりますので、7月末に協議を終えて、実際のこの実施設計の結果が出てくるというふうに考えておりますので、それを踏まえて、令和2年度予算につきまして、防災工事をやっていきたいと思っております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。報告第8号 令和元年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、町長報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（白石雄二）

再開いたします。

## **日程第 20 報告第 9 号**

議長（白石雄二）

日程第 20、報告第 9 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山です。新型コロナウイルス感染拡大防止休業店舗の協力金でございますが、1 事業者 10 万円給付、町独自の支援策の休業要件の周知が、本当に遅かったし、また、事業者の方の中には、町のホームページを見ることができない事業者の方もおられましたので、早目に知らせることはできなかったのでしょうか。

議長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（藤田恵二）

中山議員のご質問にお答えいたします。周知につきましては、4 月 28 日に報道機関に公表を行いまして、同日にホームページのほうに掲載をしております。

緊急的な事業でございましたので、その中で、迅速に、公表を行い周知を図ったところでございます。以上でございます。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。中山議員。

6 番（中山 恵）

あとですね、家庭用ごみ袋の件でございますが、この家庭用ごみ袋全世帯の配布の件です。

町民の皆さんは 5 月のゴールデンウィークのときには、もうテレビで知っていたわけです。それから、1 か月後にはがきのほうで案内が届きましたが、これも遅いと言えません。

また、高齢者の方が見られても、そのはがきは、何だろうという疑問もありますし、字も小さい。もう少しわかりやすい方法はなかったのでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

中山議員のご質問にお答えいたします。報道機関等で周知をされてから少し遅かったのではないかとございますが、全世帯への配布ということになりますので、システム改修等、時間がかかったという経緯もございます。その中で迅速に対応させていただいたということございます。

なお、わかりにくいという方に関しましてはですね、お問い合わせも来ておりますので、そのときには丁寧に、こちらのほうから説明をさせていただいておるところございます。以上です。

議 長（白石雄二）

質疑を終わります。只今から――。岡田議員。

5 番（岡田選子）

今、ごみ袋のはがきの件はですね、どんな商品券、引換券が届くかなと思ってたら、何か、税金の通知かな、みたいな感じでしたので。それが、そうなった経緯も説明していただきたいんですけど。予算がそれが一番安かったとかですね。何かそういう理由があるんでしたらね。まあ高齢者に優しいとなると、ちょっとあまり優しくない引換券だったかなというふうにちょっと思ったりするところありますので、それもご答弁いただきたいと思います。

それとですね、協力金についてですけど、現在の件数ですね。件数と、財源が、国からの調整交付金と財調とが組まれて2千万円となっておると思うんですが、まあ今の金額にもよりますが、財源はどちらから使うんでしょうか。

それと、学校関係の就学援助費についてです。現在の小中学校の申請状況ですね。それと各家庭への、この就学援助の拡大されたということについての周知方法、どのようなことをされましたでしょうか、伺います。

議 長（白石雄二）

はい、藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

岡田議員のご質問にお答えいたします。まず、ごみ袋の配布に関するはがきの件ございますが、やはりこちらとしても先ほど遅いというお話がありましたが、できるだけ早くですね、お届けしたいというところから、封書にしますとやはりそれだけ詰め込む時間もかかりますので、はがきサイズにさせていただいたということございます。以上ございます。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

財政課長（蔵元竜治）

岡田議員の先ほどの、財源への充当をどちらからするのかということでございますが、先ほどの事業につきましては、地方創生臨時交付金と、財政調整基金を充てて予算は編成しております。で、この地方創生臨時交付金につきましては、県を通して国に事業計画、どういった交付金を充てた事業を行うのかということで、提出して承認をもらっております。その時点、まず第一次配分で1億3千万ほど来ておりますが、総事業費は2億を超えた事業費になっておりますので、最終的なそれら事業が完了いたしまして、財源を調整していくというような形になるかと思っております。

現時点ではどちらを幾らというようなものはまだ出てきておりません。全体の、この臨時交付金を使った事業、全て完了した後、充当を考えてまいりたいと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（藤田恵二）

岡田議員のご質問ですが先ほど協力金の件数でございます。6月1日までで、既に受付期間を終了しております。申請結果につきましては、また文厚産建委員会でもご報告をさせていただきますが、給付件数としては合計で95件ということになってございます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

就学援助についてでございますけれども、追加予算、補正予算として、計上させていただいた分につきましては、これまでホームページと広報のほうに掲載をして周知をしております。今のところ問い合わせ3件、既に1件の申請があつているところでございますけれども、これまで休校でございましたが、6月1日から学校の登校が始まっております。

今後、学校だより等で保護者に対して周知を行なっていきたいと考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5番（岡田選子）

今95件。あの、200件分予算化してたと思います。それで、半数しか申請がなかったと。

どれぐらいの見積もる件数もね、なかなか、産業環境課でそういう事業主の数字があるのかないのか。多分掴んで、一応 200 件ということになってたんだろと思うんですけども。それで 95 件しかないということについてね、もしかしたら、まだ知らない人がいたかもしれないということと、やはり結構私どもはいろいろ町の中、行くんですけども、自分が対象になるのかどうかかわらないっていう、もう本当皆さん控え目なんですよね、結構。それで、何か 95 件しかなかったっていうことがちょっと残念に思うんですけども。

それで、財源としてですね、私がここで言いたいのは、まあ多分、地方創生交付金は使わないといけないので、こちらを多分先に充当するんだろと思いますが、その際、一般財源として財調を充ててた分がね、残ってきますので、ぜひですね、第 2 次補正の分で、これはまた、町民に還元できるような財源の使い方ができるのかどうかね、それをお尋ねします。

**議 長（白石雄二）**

はい、藤田課長。

**産業環境課長（藤田恵二）**

岡田議員のご質問にお答えいたします。半数弱の申請件数しかなかったということでございますが、私どもが算定した際に、経済センサス調査というものを参考にさせていただいております。それが平成 28 年が最新のデータということになっておりまして、その件数にプラスアルファをして、算定をしたということになります。明確な細かいところまで、飲食業とか、今回の福岡県の休業要請に関する、リストにそぐうものという形では上がっておりませんので、どうしてもちょっと余力を見て、算定をさせていただいたという現状がございます。

あとですね、知らない方っていうことでございますが、マスコミ等でも報道されておりますし、広報みずまき、ホームページでも周知をさせていただいております。

事業者の方につきましては、全国的にも、いろんな各自治体で支援策が講じられておりまして、かなり、敏感になっている部分もございまして、私どもにも問い合わせ等も入っております。その際は、使える制度につきましては丁寧にお知らせをして、皆さんに利用していただきたいということでやっているところでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

じゃあ、担当課としては 95 件の申請数は、まあ妥当な線だというふうな認識でいいんですか。

**議 長（白石雄二）**

はい、課長。

**産業環境課長（藤田恵二）**

そうですね。先ほど言いましたとおり見えないところもございましたので、実際、こういった支援策は、やったのは初めてでございます。で、つかめなかったところも、今回つかめたというところで、私どもはこの数が適正な数ではないかというふうに考えております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかに。質疑を終わります――。

[ 「使えるかどうかという答弁は財政じゃないんですか。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

財政課長――。

[ 「財政充当の問題。」と発言する者あり。 ]

**財政課長（蔵元竜治）**

今後必要な事業があつて、財源不足が生じた際には財政調整基金を充てたいと考えております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

**7 番（古賀信行）**

この補正予算は、主に新型コロナウイルスへの対応策の補正予算になっています。そして、まあ、私が水巻町に来てですね、こんなことないと思うんです。補正で 29 億で――。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員、賛成ですか、反対ですか。

**7 番（古賀信行）**

賛成です。29 億 5 千 400 万ですね。これは新型コロナウイルスが原因ですね。

それで、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災のときはですね、これ池上さんの答弁によると、国債発行 12 兆円ぐらいと言われたんですけど。今回のですね、国の補正予算をですね、200 兆円できかないやろうと言われているんですね。200 兆円ですね。

で、私がいつも思ってるのは、私だけじゃなくて何人かこのことで思っておられるのは、まあ国民 1 人当たり 10 万円の給付金が出されたんです。国は金がないのに、何でね、金持ちもやるかっち言われるんですね。私もそれはそのとおりと思うんです。

広島県知事の方が、公務員はもらう必要ないと言われて、バッシング受けてですね、取り下

げられたんですけど。兵庫県の何町ですかね、新聞に載ってましたけど、市長はですね、そういう、約7千500万の目標を立てて、市の職員600人から1人ずつ10万ずつ寄付してくれちゃうんですね、10万円寄付してくれちゃう言われています。そして、市長、議員、職員ですね、あれを少し下げてですね、それを目標にしてですね、本当に弱い立場の人に配るっていう対策をとっておられる自治体もあるわけです。

そういう点でですね、今回私は、まあこれは、この報告第9号賛成ですけど、そういう財政面ではですね、2011年3月11日の東日本大震災のときよりもですね、えらい、そういうお金の支出面ではですね、緩いかなと思ってのわけです。

これは町に言ってもしょうがないんですけどね。そういう点も考える必要あると思うんです。以上をもっていろいろ述べたいことありますけど今回、賛成といたします。以上です。

## 議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

## 6 番（中山 恵）

6番、中山です。日本共産党を代表いたしまして、賛成の立場から討論を行います。

4月27日に開かれた全員協議会で、町長は、本補正予算第2号について、「各種施策に迅速にかつ、柔軟に対応するため、緊急を要するものとして、専決処分をさせていただきたい」と、議会へ理解を求めました。

わが党は、何より、国民への一律10万円の給付をはじめ、あらゆる町独自の支援策で、一刻も早く町民を救いたいという立場で、町民への緊急性と迅速さを鑑み、執行部の専決処分を認めました。しかし、町の独自支援策が全て具体化していない段階で、執行部に白紙委任をすることはできず、執行部とともに、町民の命と健康を守り、暮らしを支えることへの役割を持つ議会として、議長提案で4月30日、町長へ要望書の提出に至ったものと考えます。

同時に、わが党は、聞き取った町民の声を支援策に反映していただきたいとの思いで全員協議会で発言し、担当課にも届けてきました。

4月の時点では、町内には感染者は出ていないものの、学校の一斉休校も2か月となり、緊急事態宣言が出されるもとの、先が見えず町はどんよりと沈んだ状況でした。マスクがなくて困っている。町民にマスクを配布してほしい。国保税の減免を考えなければ、学校給食を簡易なものでも始めてほしい。給食調理事業の委託金は下げず、調理員の休業保証を事業者伝えてほしい。図書館も工夫して開館する方法はないか。学校の一斉休校でしわ寄せが来ている学童保育に、マスクや消毒液を配布してほしい。コロナで失業し、住宅がなくなった人への町営住宅の確保も、町民への周知の徹底が何より重要だ。また、町独自の支援金を考えないのか、この際に国保税の値上げは中止するべきだ。雇用調整助成金や持続化給付金などについて、役場にコロナ問題に関するあらゆる相談窓口を開設していただきたい。そして、水巻エール飯、もっと積極的に進められないのか。町民にはごみ袋だけなのか。なぜもっと財政調整基金を使わないのか。たった2千万円しか使っていない。せめて1億円くらいは出していただきたい。こんなときのための財調であり、今使わなくていつ使うのかと、町長へと議論を交わしてきまし

た。

町の独自支援策として最初に出された、県の休業要請に協力した町内飲食店などに対する、10万円の休業協力金に対して、わが党は、「理美容や、整骨院などは除外されている。小さな町で町民を分断することはやめるべきだ。コロナで全ての業種が影響を受けている」と意見を述べました。しかし、「まずは第1弾。今後も長期化すると思われます。これでやらせてください。第2弾も考えていきます」との担当課の熱意に、わが党は、この制度を知らない事業者が1人もおらず、多くの人に利用してほしいとの思いで、町中に知らせてまいりました。

町独自支援策第1弾は、このほかにも、子育て支援策を主としたとの説明でした。休園とせず、働く親たちを支え、保育を続けてくれた保育士さんへの手当や、コロナ禍で収入減の世帯への就学援助の拡大、夏休みの登校を想定した給食室へのエアコンの設置など、きめ細かな施策もありました。

しかし、実際に町内を駆け回る私たちに聞こえてきたのは、支援策への感謝である一方、「水巻町は遅い。」「ごみ袋くらいは自分で買える。」「議員は何をしている。」などと自粛生活に頑張っている町民からの不安やお叱りの声もありました。わが党は、これらの町民からの声や思いを、議会の全員協議会などで町に届けました。

私どもの辛口の意見が、功を奏したのかどうかわかりませんが、町民への一律10万円の給付金は、執行部の皆さんと職員の皆さんとの、昼夜を分かたずの奮闘により、当初の予定よりも早く町民の皆さんに届けることができ、大変うれしく、職員の皆さんに心から感謝申し上げます。

さて、本補正予算第2号で、いまだ町民に示されていないのは、広報の臨時号と、水巻エール飯冊子でございます。できればもっと早く、5月の連休前に行き渡っていれば、町民の利用も多く、飲食店の支援もなったのではないかと考えます。

まだまだ緊急事態宣言解除後も外出自粛モードが続く中、町民と、町内の飲食店の皆さんへの、町からの大きなエールとなることを心から期待し、補正予算第2号への賛成討論といたします。

## 議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。報告第9号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第9号は、承認することに決しました。

## 日程第21 報告第10号

### 議 長（白石雄二）

日程第21、報告第10号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告に

ついてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

#### 5 番（岡田選子）

町独自の支援の、持続化緊急支援金について伺います。

現在の申し込み状況の報告をしていただきたいことと、あといろいろ条件がついておりまして、この条件によって、自分は該当しないというような方が出てきていると思います。そういう方々の声を何件ぐらい町がつかんでいるのか。実際、どういう事例があったのか。そういうことの報告をしていただきたいと思います。

そして何より、なぜ国は迅速にスピーディーにということですね、国の持続化給付金などを見ましても、給付要件というのは、本当に、三つしかないんですね。それに比べてうちの町のほうは八つも九つもあるんです。なぜここまで、条件をつけなければならなかったのか。そのことについて伺います。

#### 議 長（白石雄二）

はい、藤田課長。

#### 産業環境課長（藤田恵二）

岡田議員のご質問にお答えいたします。

現在までの件数でございますが、私どもが把握しているのが6月5日、先週の金曜日現在で305件の申請を受け付けております。

これは、商工会のほうに申請をしていただきまして、ある程度商工会のほうに取りまとめてですね、データの入力までして町に送付をするという流れでやっております。商工会でまだ全てはけきれてないということになりますが、町として把握しているのが305件ということでございます。

それから次に、要件の問題でございますが、今回の支援金事業の制度設計にあたりましては、基本的な考え方としまして、町内で事業を営んでいる方で、主たる収入が、事業収入であると。で、その事業収入により生計を立てている方を応援していくというような方針で検討を行っております。

今回の事業につきましてはその考え方に基づいた要件を付させていただいておりますので、今いくつか言われた要件というのはその範囲内で付させていただいているということでございます。

問い合わせ等に関してでございますが、やはりですね、私は対象になるのかっていう電話での問い合わせ、役場にもかなり入っております。商工会におきましてもですね、商工会に入っております。

要件といたしましてはもう御存じかと思えますけれども、町の税金の滞納がないこととかですね、扶養にとられていないこととかですね。収入要件といいますが、先ほどの収入の割合ですが、事業収入が6割以上あることというようなことが主な要件でございます。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

町が税金をね、大事な税金を給付するわけですから、慎重にならざるをえないっていうのも、わからないわけではありませんが、やっぱり実際に、現実を見ていただければですね、その人が本当にその方々が、町内で事業を一生懸命営んでいるかいらないかは、確認できると思うんですね。たとえそれがですね、たまたまもう本当に数万円の6割という条件がついたばっかりに、数万円で町から見放されるわけですよ。だから、私は、事業を営む意思がある、持続化、持続化ですよ。そのときに、何か細かな条件は要らないと思うんですよ。やはり、このまま引き続き、皆さん事業を続けてくださいという支援金であらねばならないっていうふうに思っておりますので。この6割も引かかりますし、市町村民税の滞納も、引かかりますし、税法上の扶養と。もう本当に細かな条件つけてるんですね。

町内で事業を営んでいる方々で先ほど飲食業でもありましたように、200件を経済センサスでね、予測していたものが95件しかなかったと。もうそのくらい町は、事業者数って限られてると思うんですね。だからそういう中でやっぱり一生懸命頑張っている人を助ける事業であるべきだと思いますので、今後その辺の条件緩和を私は国なども、与野党の協議や、国会での質疑の中で、随分柔軟な対応をしていると思いますので、町もですね、やはりその辺もう1人も取り残さない、頑張って事業を続けてくださいと、いうやっぱり支援のための、支援金はね。ぜひ、「今度もらえなかったんよ。」って、いう方のないようにね、私は対応を、今後、見直していただきたいというふうに思っておりますが、町長いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

岡田議員の話は、たぶん、扶養控除を受けていて、事業をされている方が外れてるというような話じゃないかなと思っておりますが、基本的に、これはコロナの問題で、特に水巻は、コロナで売り上げがどうのというような状況が全部発生しております。

ただ、町内で、水巻を支えていただいている事業の方ということの中で、やはりこれは公金ですので、やはりコロナで税金を払えなくなったというような方には、確かに配慮すべきだと思います。

しかしながら、何年も滞納してるような方に、できるかというやっぱりそれは考えなければいけないんじゃないかなと。何もかも、町内でいろいろなことをしてるから、事業をやっているから、歯止めはなくして、全てウエルカムOKよというようなですね、ところには、やっぱり私たちの立場からして、また、町民の方もいろんな方がおられます。2万8千人おられます。そういう中で、やっぱり、国からのお金、あるいは町のお金を使うわけですから、最低で、

やはり事業されてる方の中で、大概、例えば今年、店をオープンされて、休業を余儀なくされたらと、そういう方はよその町では救済されません。しかし、水巻では、2月にオープンして、そして休業をされて、そういう方にも、前年度の売り上げとか、そういうようなことはやっておりません。

私としては、コロナの売り上げ半額とかどうのこうのとかじゃなくて、少なくとも、先ほど言いましたように、水巻の町内で事業をしていただいている方にですね。ただ、何回も言うように、そう何もかもですね。個人でされてる方が一番微妙なところですね。マンションの一室を借りてやられているとかいろんなケースがあります。しかし、やっぱり少し最低の、いろいろ条件が付き過ぎると言われますけど、一番私としては緩やかにしているのは、コロナで売り上げを5割減免とか、そういうことを外している。これをやはり考えていただきたいなと思っております。

だから、まあ緩和せいと、というような話もありますが、もう一度、内部で検討はいたしますけど、基本的に、やはり控除を受けている方で、それを、いいじゃないかというようなこととか、あるいは滞納ですね、何年もされている方とか、そういう方を、もう全部、外せというようなことにはならないんじゃないかなと考えております。以上です。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

まあ執行部の思いもわからないではありません。どっかに線を引きたいというのはね。でもその線を引く根拠は何かと。この国の持続化給付金でも、経済産業省の、今、大臣と総理大臣に、安倍総理にうちの党の小池議員が聞きました。5割の根拠は何かと。答弁できなかったんですよ。だからどっかに線を引くっていうのはね、このコロナ禍においてですね、私はやるべきじゃないと考えます。それは町長の考え次第なんですよ。

だから、その不正がもしあるだろうということを前提にすればそういうことになってしまうので、不正があるならば後できっちりチェックする体制をつくる。まずはね、まずは支給する支援する。その思いを町民に届けることのほうがよっぽど効果的であり、私は重要であるというふうに考えます。

だから、国はオンライン申請ですよ。もうしようと思えば幾らでもできるんですよ。でも、水巻町のはもう、担当課長がちょっと「本当に事業をやっていますか」って言うのぞきに行こうと思えばあっという間にのぞきに行けるとい、小さな町ですから。やっぱり、まあマンションの一室でされている方がどれだけいるのかわかりませんが。私はこの持続化、緊急に支援しますよというこの思いをね、町民の皆さん全てに持っていただきたいかったと。事業頑張ってる1人でもね、外されましたっていうことのないようにね、していただきたいと思います。

それで、滞納の問題もですね、悪質な滞納なら、それはそれなりの対応が必要です。けど、事業やっててですよ、売り上げもない中で、国保税がたまってくるのもこれ、仕方がないですよ。10%の値上げもあり。社会情勢考えても。だから実態をよく見てね。行政は町民の実態で

動くもんでしょう。町民の実態にちゃんと合わせて、そこで手当てをしていただきたいということ、本当に強く思うんですね。

あの、3回目ですよ。はい、じゃあ町長お願いします。

#### 議 長（白石雄二）

町長。

#### 町 長（美浦喜明）

いや、だからですね、根拠と。だから、そういう根拠を、コロナで売り上げが下がったというような根拠ですね、そういうものが、今言われましたけど、私のほうでは、そのコロナで売り上げが下がったとか、5割減免とか、なったとか、そういうことは一切聞かないと。これが大きな水巻町にとって、よその町は、3割減ったとか5割減ったとか、そういうものをしてるわけですよ。だから私としては、水巻は、そういうもの、これは何によって、売り上げをいくら減ったということは聞かないと。これが私の最低の、条件ではないかなと思っております。

それからもう一つ。やはり、公金ですから。ある程度の今日皆さん議員さんもおられます執行部もおりますけど、ある程度のもはですね、歯止めとして、条件をつけるべきだと。何もかもつけなくて、悪質以外で、性善説でいくなれば、皆全て、少しでも事業をしようけば、ちょっとでもしようけば、控除を受けながら、しようたらもうみんないいじゃないかと。そういうふうに聞こえますけど。私は、やはり、一つの小さな町は町なりに、一番大事な、コロナに対しての問題は全部ナッシングにして、ただ、水巻を支えていただける事業で、ほとんどの方を私としてはちゃんとして、苦しい中でも、しておられれば、今回、チェックのときにクリアできるんじゃないかなと思っておりますので、岡田委員が言われる町民の声、弱者の声と、言われますけど、私たちも、何も聞かないで、一方的に自己満足でやってるわけじゃないですよ。だから、町は今度の、これ事業者に対しては、コロナ関係で、売り上げ等は問いませんと。これが大きな前提ですので、そこら辺は少しですね、ご理解していただかないと。やはり、私たちも、公金を預かる身として、何らかのやっぱり、町民に対して、こういうことですよということですね。2万8千人の町民の方がおられますから、一部の方だけじゃないんですよ。全体を見て私たちもやってるということをご理解していただきたいと思っております。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

質疑を終わります――。古賀議員。

#### 7 番（古賀信行）

小さな零細業者ですね、例えば野菜屋さんとか食堂ですね。で、申請書を出したら、商工会に申請書を出したら、あなた税金払ってないから、税金をですね、払ってないから、低所得だからですね、非課税世帯だから、そういう方が何人かいらっしゃるんですよ。そういう点でね、事業も長いことやってあるんですね。それは私なんかが見てますけど。そういう方には、納税をしてないともらえないか、非課税でも、それで生計立てている人にはですね。非課税の商売

の方でも、そういう生計立てている人には、持続化緊急支援金をですね、支払えるかどうかお聞きしたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

はい、藤田課長。

**産業環境課長（藤田恵二）**

はい、古賀議員のご質問にお答えいたします。

税金に未納があるという方でございますが、やはり要件の中でですね、滞納がある場合につきましては、受給の資格からちょっと外させていただいております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**7 番（古賀信行）**

いや、それは分かる。滞納の場合は分かるんですよ。だからあんまりですね、売り上げが少なくてですね、売り上げ少なくとも、その少ない中でも、そういう生計を立ててある方がおられるんですよ。そういう人にはですね、滞納関係なくてですね、それはもともと非課税だから入ってないんだから。それはわかりますけど、そういった場合は、このお金が支給されるかどうかお聞きしているわけです。

**議 長（白石雄二）**

はい、藤田課長。

**産業環境課長（藤田恵二）**

古賀議員のご質問にお答えいたします。非課税者の方という特に括りはしておりません。事業収入があって、それがその他の収入と比較して6割以上あるという条件、その他の条件、クリアすれば受給資格があるということでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。ご意見はありませんか。岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

報告第10号、令和2年度水巻町一般会計補正予算第3号の専決処分の報告につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

コロナ対応につきまして、執行部の皆さん、全職員の皆さんが本当に努力されていることには感謝を申し上げます。

5月13日の全員協議会におきまして、町長よりコロナ対応策第2弾として、本補正予算第3

号を編成し、商工業の支援を中心に、追加事業を実施したい。今回も専決処分させていただきたい旨、議員に説明がありました。

わが党は、補正予算第2号を専決処分としたため、町独自の支援策について、町民の声を予算に反映するなど、細かいところまで審議ができなかったとの反省をもとに、第3号については、専決処分ではなく、議会を開き、財源問題も含めしっかり審議したいと意見を述べました。しかし、第3号も、早急に事業を実施するとして、専決処分となりました。

本補正予算第3号の中身は、認可外保育所を利用している保護者に対しても、利用を自粛した保育料の減額を広げるなど、保護者の声を受けとめていただいた、きめの細かい施策に対して、わが党は大きく評価をいたします。

しかし、その後、他町と比較して、「中」のごみ袋の支援しかない当町の支援策が知られるにつれ、町民から怒りのような声が広がっていました。

わが党は、全員協議会において、財政調整基金の現在高23億円と、郡内4町で1番多い当町が、今回の第3号補正予算でも6千万円しか使っていないこと。先の2号補正予算と合わせても8千万円取り崩したにすぎず、他町の財政支出と比較しても、1億円も使っていないのは余りにも少な過ぎると指摘しました。感染者が現在ゼロなのは、町民一人一人の協力があつたからこそだ。町民は、町長は町民にお願いをするばかりではなく、町民の思いに寄り添った支援策を行うべきだと。今こそ、財調を使うべきだと意見を述べさせていただきました。しかし、その時点で町長は「よそはよそ、うちのうち。岡田議員の言うようなバラマキはしない」と、町民への独自の支援策を否定しました。本日、町独自支援策第3弾が示され、町民一人一人への支援が示されるようですが、この時点で決断されなかったことは非常に残念でなりません。

さて、補正予算第3号の目玉の支援策は、町内持続化緊急支援事業です。第2号補正予算での町民を分断するような支援策ではなく、町長の「町内全ての事業所、全業種を対象に一律15万円」との説明にわが党は、これで全業種の人々が救われる、光が当たると、安堵をいたしました。

ところが、ふたを開けてみますと、先ほど議論いたしましたように、国のオンライン申請よりも厳しいさまざまな条件がついていました。不支給条件を九つもつけたばかりに、真面目に町内で地域のためにと事業をしている方々が、申請しようとしたら申請できない。書類を揃えて商工会まで行ったら条件に合っていないと言われたなど、給付されないケースが出てきています。水巻町内で事業を営まれている、すべての方々への事業持続のための支援金であったはずですが。条件をつけて、支援を狭くするのではなく、条件は最小限で幅広くしていただきたいと思えます。

国の持続化給付金とは違い、ネット申請ではありません。不正受給を心配するならば、狭い町内、直接出向き、確認することも容易なことです。それが小さい町だからこそできる、心の通い合う行政ではないでしょうか。

政府も野党と世論の力に押されて、支援制度を拡充したり、使いやすいものに条件を緩和するなどの柔軟な対応をしております。

当町で日々、地域の方を助け、また支えられて、懸命に事業を営んでいる事業者に対し、町が感謝と敬意を、今こそ示していただきたい。

世界が初めて体験する感染症対応に、当町が禍根を残さないためにも、町内の全ての事業者の持続化を支援することが最も重要なことであると考えます。

今後当局が、条件を緩和し、柔軟な対応で、誰一人取り残さない、その姿勢で持続化緊急支援金制度を実施することを強く求めて、賛成討論といたします。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**7 番（古賀信行）**

まあ、賛成の立場からします。一部反対する場合がありますけど、今回は主に新型コロナウイルスで、あれが入っていますから。いきます。

で、一番反対するところはですね、その教育費の小学校施設改良事業費ですね。2千500万ですか。私がいつも前から言うように、まあ設計ですね。設計が、水巻町に一級建築士の資格を持った技師がいるんだからですね。1回もそういうトイレの改修なんか簡単な仕事だからですね。やっぱり業者に委託するんじゃなくて、町の職員にさせてですね、そういう職員の技術の向上と、それから、お金の支出を抑えるためにもそういうことをする必要があると思います。

そういう点でですね、そういうことを要望いたしまして、今回のこの、第3号の予算には賛成といたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

討論を終わります。只今から、採決を行います。報告第10号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第10号は、承認することに決しました。

## **日程第22 報告第11号**

**議 長（白石雄二）**

日程第22、報告第11号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。報告第 11 号 水巻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第 11 号は、承認することに決しました。

### **日程第 23 議案第 24 号**

議 長（白石雄二）

日程第 23、議案第 24 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今議題となっています、議案第 24 号 水巻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

### **日程第 24 議案第 25 号**

議 長（白石雄二）

日程第 24、議案第 25 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今議題となっています、議案第 25 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

### **日程第 25 議案第 26 号**

議 長（白石雄二）

日程第 25、議案第 26 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今議題となっています、議案第 26 号 水巻町税条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

## **日程第 26 議案第 27 号**

議 長（白石雄二）

日程第 26、議案第 27 号 水巻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今議題となっています、議案第 27 号 水巻町手数料条例の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

## **日程第 27 議案第 28 号**

議 長（白石雄二）

日程第 27、議案第 28 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今議題となっています、議案第 28 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

## **日程第 28 議案第 29 号**

議 長（白石雄二）

日程第 28、議案第 29 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今議題となっています、議案第 29 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

## **日程第 29 議案第 30 号**

議 長（白石雄二）

日程第 29、議案第 30 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。只今議題となっています、議案第 30 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

**日程第 30 議案第 31 号**

議 長（白石雄二）

日程第 30、議案第 31 号 消防ポンプ自動車の購入契約の締結についてを議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

この 2 台の消防自動車が買い替えられるんですけど、2 台とも平成 15 年 2 月 16 日に購入されています。で、1 台の車が走行距離が 9 千 77 キロ、もう 1 台が 8 千 212 キロメートルですね。

で、私がいつも不思議に思うのは、これはボディが 3 トン車クラスのボディと思うんです。この消防自動車はですね。水巻町の分団のは。で、クロネコヤマトの車は大体 2 トン車ですけど、大体どれくらい乗りますかって聞くんですよ私は。そしたら、ほとんどの運転手の方が、50 万キロ近く乗ると言われるんです。私の友人はですね、長距離乗っています。名古屋方面とか岐阜とかですね、毎週 2 回往復しています。大体トラックなんぼ乗るかっち聞いたら、最低でも 100 万キロ乗らんと採算が合わんっち言うんですよ。

そしてですね、おまけに休みの日は、自分でエンジンオイルを入れ替えているんです。何も業者に頼まんで。そういうですね、つらい仕事もやってるんです。そして、あんまりそう賃金高くありません。でですね、私自身も 4WD の四駆の車持っています。平成 3 年に登録してます。ディーゼルエンジンです。約 12 万走ってます。そして、約 30、正確に 29 年は乗ってますけど、まだ、高速道路をですね、しゃんしゃん走るんですよ。私の時代はあと 20 年乗れると思うんです。なぜそんなこと言うかという、ディーゼルエンジンとガソリンエンジンは、エンジンの作りが全然違うんです。ディーゼルエンジンは圧力が高いからガソリンエンジンよりも頑丈にできています。だから、10 万キロ、まだ新車の時代ですよ。ちょうどエンジンの調子が上がるくらいです。

こういう点でですね、まあ、町は、そういう消防は救命だからと思われてですね、よく、どこの自治体も、そういう国の補助金があるからということで買い替えると思うんですけど。福岡県で一番使ったのは、豊前市がですね、1 回、40 年近く使ったことあるんですよ。新聞載りましたこれは。長く使ったから。そしてですね、こういう特殊車両は安くないんです。特に本町の遠賀消防署のはしご車なんか 1 億円はオーバーしてます。で、あんまり使ってないんですね。それで非常にそういうことを残念に思うんです。

国からの補助金があるからってですね、国自体も、もう世界で一番借金があってパンクしているのにですね。そういうこともですね、考えていく必要があると思います。

そういう点ですね、これが適正であったかどうか質問いたします。買い替えがですね。以上です。

**議 長（白石雄二）**

大黒課長。

**総務課長（大黒秀一）**

ただいまの古賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防自動車でございますけれども、一般の乗用車、あるいは運送業者のトラックとはまず目的が違うということでございます。消防車は町民のですね、大切な財産と生命を守るために、やっぱりいざといったときに故障等が生じると、これはもうまずいということでございます。

そして、15年、20年経ちますと、まず、エンジンはひよっとしたらもつかも分かりません。走行距離は確かに少ないです。町内をぐるっと回るぐらいなんです。ですがポンプのですね、機械の部分が故障したりとか、それから、日々ですね、そういったポンプとかそういった操作盤とかそういった部分も進歩しております。

そうすると古い車両につきましては修理自体が難しくなる、部品が調達できなくなるというような懸念もございます。

そういったことも鑑みまして、明確な根拠とは言えませんが、私も調べた限り大体15年ぐらいを目途に、消防車を買替えているという自治体が多うございます。

私もですね、その時点で一つの目安として15年ということ掲げております。

今回第2分団、第4分団につきましては、平成14年度に購入してございまして、今現在、18年目になっております。

そういったこともご理解いただきまして、今後の買い替えにつきましてもご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。只今議題となっております、議案第31号 消防ポンプ自動車の購入契約の締結については、総務財政委員会に付託いたします。

**日程第31 議案第32号**

**議 長（白石雄二）**

日程第31、議案第32号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第4号）についてを議題いたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今議題となっております、議案第32号 令和2年度水巻町一般会計補正

予算（第4号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後00時06分 散会